

生徒の皆さん
保護者の方々へ

京都市立銅駝美術工芸高等学校

特別警報が発令された場合は、次のように対応します。

○『特別警報』発令時の対応

1 登校前に「特別警報」が発令された場合

原則として、「次の登校日」(※)は臨時休業とする。

※「次の登校日」

- ・下校時から午前0時までが発令の場合は、「翌日」を「臨時休業」
- ・午前0時から登校前までが発令の場合は、「当日」を「臨時休業」

2 在校中に「特別警報」が発令された場合

- (1)直ちに臨時休業とする。
- (2)下校の安全が確認できるまで、原則、生徒は学校に留め置きとする。